

## 令和3年度1回滋賀県特別支援教育支援委員会(概要)

開催日時:令和3年8月6日(金)午後2時～午後4時

開催場所:滋賀県庁北新館5階5-B会議室

出席委員:宇野委員、福田委員、渡部委員、磯部委員、柴田委員、左谷委員、北村委員、丸田委員、磯田委員、菊池委員、宮城委員、北川委員、甲津委員、酒見委員、西村委員、岩田委員

欠席委員:上ノ山委員、宮崎委員、尾代委員、中川委員

事務局:(特別支援教育課)武田課長、竹内参事、嘉瀬参事、西田副主幹、大堀主査、海下指導主事、楨森指導主事

### 【会議概要】

・開会挨拶

・副会長選出 北村委員

・議事

(1) 滋賀県特別支援教育支援委員会の役割について(資料1)

(2) インクルーシブ教育システムの構築に向けて

・「副次的な学籍」に関する研究について(資料2)

(3) 切れ目ない支援体制の構築について

・個別の教育支援計画の利活用の推進について(資料3-1～資料3-3、参考資料)

### 《議事(1)について、事務局より説明》

(会長)

今年度から御就任いただいた委員もおられるので役割を確認されたが、何か御質問等があればお願いしたい。

(会長)

特にならぬので、議事(2)に進みたい。

### 《議事(2)について、事務局より説明》

(会長)

今の説明に対して何か御質問があればお願いしたい。

(委員)

御意見いただきたい項目例というところだが、校内体制、あるいは教育課程、そして学習評価、学校間連携とある。資料を見たときに、教育の問題であり、この項目だけでは、なかなか福祉側の委員が議論に絡みづらい。ちょっと補足的な話をさせていただいたら、あ

と提案もさせていただきたい。

1ページ目の下のスライドにも、書いてあるが、そもそもその副次的な学籍というのは、学習指導要領に定める交流及び共同学習の一つであり、調べたらこの交流及び共同学習というのは、障害者基本法から来ている。これは障害者権利条約の共生社会の理念から来ているということで、これは多分に我々福祉の問題なのだと思います。副次的な学籍、県レベルでいうと、10数年前から、先ほども御紹介があったが、埼玉はじめ東京、長野等、今、6県ほどが制度化されていると聞いている。多くは、県教育委員会の主導ということだが、面白かったのは長野県、ここは市町が主導されている。市町の方で、本来障害がなければ、地元の学校と一緒に学べた子が、障害があるために、地元を離れて、専門的な施設が整った特別支援学校に通わなければいけない。だが、障害があってもなくても、うちの町の子だと、だから地元の学校でも一緒に受け入れようという発想から、各市町が崇高な理想を掲げてやっておられるというのが、非常に面白いし、我々共生社会条例を所管している障害福祉課からしても、市町主導というのは面白いなと思って見ていた。こういう観点を踏まえ、福祉側というか大きな観点から、制度化に向けて三つ御提案をさせていただきたい。

一つ目は、持続可能なということが先ほどあったが、制度を進める上で、根底に、共生社会の理念があることを大事にさせていただきたい。そのためには、やはり長野県のように、居住地の市町の思いが非常に大事になってくるので、本県は恐らく県主導型だと思うが、市町と共生社会の理念をしっかりと共有して、連携を進めてさせていただきたい。県と市町のちよつとぎくしゃくした関係もあって、市町によっては、これは県の事業だというようなドライな言い方をするところもあるが、やはりその根底にある市町の思いを大事にしっかりと連携してさせていただきたい。

提案の二つ目だが、名称について、共生社会の理念に沿って、工夫が出来ないかと思う。今副次的な学籍ということで、仮の名称がついておりますけれども、副次的な学籍というのは、本籍ではないということかと思う。先ほどの長野県の発想で、障害がなかったら本来地元の学校で学べた子だ、障害があってもなくても我が町の子だという発想に立てば、気持ち的には、果たしてどちらが本籍なのかと思う。県によっては、支援籍とか交流籍とか、工夫した名称のところもあるので、ぜひともその名称についても制度化に向けては工夫していただけたらと思う。

最後三つ目、持続可能な工夫という点で言うと、教員の負担軽減ということが書かれていたが、私たち障害福祉課では、障害のあるお子さんを持つ保護者の方の声を聞く時も、非常にその負担に配慮する。保護者の方に付添いを依頼することもあるということだが、その辺りの負担軽減も考えていただきたい。以上三つ提案をさせていただいた。

(会長)

特に議論を深めていくというよりは今日はいろいろ洗い出しという形で御意見をいただけたらと思う。今のことに関連しても、また別の観点でも結構である。

(委員)

今委員からもあった、副次的な学校で学ぶという取組が、実際多くの学校と特別支援学校で行われているということを伺い、すごくうれしく、いいなと思いながら聞かせていた

だいた。福祉の側からの視点で考えると、特別支援学校で、専門的にどうやって、どういう配慮があると、しっかりと学習に取り組めるかという支援の内容を蓄積されているかと思うが、それを、一時的な副籍校で学習をするときに使っていただいていると思うが、このことが、将来的にはもう少し広がっていくような可能性、一般の小中学校でも、共生的に学ぶことを目指していけるのかどうかという可能性について、今後の県としての方向性をお伺いしたい。また、モデル事業としてやっておられたところの、児童の障害の種別、知的障害から聴覚障害も含めた身体障害とか、発達障害とか、どのような障害種別で、一人ひとり違う障害について対応の検討、研究されているのかということをお伺いしたい。

(会長)

いまの質問に対して事務局。対象児など、出せる範囲で結構である。

(事務局)

まず平成 28 年度から取り組んでまいった研究の中では、様々な子どもがおられ、知的障害で軽度の子どももいれば、比較的知的障害の重い子どももおられた。肢体不自由で車椅子に乗っておられる子どももおられ、知的障害と肢体不自由の重複の子どももおられた。

それぞれ教育的なニーズは様々で、それぞれの子どもの障害の状況であったり、もちろん保護者の思いも含めて、それぞれ個々に応じて、内容等について計画をして取り組んできた。研究の中で取り組んだことについては、実践事例という形で蓄積をし、これを全県で取り組む場合に、初めて取り組む学校が、その研究の実践事例を見て、それを生かして取組がしやすくなるように、モデルになる取組を全県に広げていけるようにしている。

(委員)

分かる範囲で教えていただけたらと思うが、保護者の声と教員の声が書いてあると思ったが、当事者である子どもの声というか御本人の声というか、それから副籍校の周囲の子どもたちの声とか、何か子どもの声がありましたら教えていただきたい。

(事務局)

申し訳ございません、当の子どもの声が十分資料に反映出来ておらず、障害の状況等様々であるので、子どもの直接的な声というより子ども本人の様子を見ながら、周りの教員や保護者が、その様子を見て判断をしているようなところも多々ある。特別支援学校の子どもが小学校の通常の学級に副籍を置く場合は、正直障害が重い子どもほど、普段経験しない大きな集団に入るので、そこはやはり負担のある子どもも中にはおられる。行く前日にちょっと泣いてしまうというようなことも聞かせてもらった。ただ、事前にきっちり子どものことを小学校側に伝えて、小学校の子どもたちにも理解を促すような事前学習をすることで、スムーズに子どもが入っていけるということもある。もちろん無理強いするような活動になってはいけないので、子どもの興味関心に合わせた学習内容を組み立てる。特別支援学校の朝の会を小学校でやったという事例では、当日の様子を見せていただいたが、にこにこ笑顔で授業を受けている姿があった。

小学校におられる子どもが特別支援学校に行く場合は、普段、特に肢体不自由の特別支援学級の子どもは、小集団で授業を受けることが多いので、特別支援学校で切磋琢磨できるような仲間がたくさんいることで、すごく生き生き活動していたということも聞いている。

小学校の通常の学級、受け入れる側の子どもたちの様子だが、これも一部しか聞かせていただいているところがあり申し訳ないが、地元の学校なので、保育園とか幼稚園から、対象の子どもを知っている子どもが多い。非常に前向きに子どもたちも受け止め、回数を重ねるごとに、子どもたちが主体的に次こういう活動したら喜んでくれるのではないかなというような学習内容を考えてくれたということも伺っている。

#### (委員)

2点お話をさせていただく。

1点目は、こういう副籍を受け入れる小学校・中学校、中学校はあまりないかもしれないが、校長先生の啓発ということで、設置校長会の方でインターネット配信を使って、県で行われている取組や特別支援教育の課題について特別支援教育課に講義いただき、それを順次、校長先生が視聴していただいているところである。

続いて就学相談会が先日5日間、本市でもあり、そういうような中で、保護者の思いと伝えさせてもらおうと、やはり地域で学びたいという熱い思いがあり、知的障害のある特別支援学校相当の保護者の方でも、地域でいつまで行けるかな、何年間なら行けるという、地域で在籍したいという願いがあがる。副次的な学籍以外に、特別支援学校の分教室という研究もされているかと思うが、その分教室というのはどのような状況なのかお伺いしたい。副次的な学籍になると、居住地校交流が小学校の場合、学期に1回して、年間3回、6年生までは、前任校や現任校で聾話学校の子どもや養護学校の子どもに来てもらっているが、それよりか回数を増やしていくお考えなのかどうか、教えていただけたらと思う。

#### (会長)

分教室のことで交流学習のことで、質問としては大きく2点であるが、事務局お願いしたい。

#### (事務局)

分教室の研究もしているが、現時点で、何かお示しできるものは申し訳ないがない。研究協力をいただいている小学校で、仮想の特別支援学校小学部の分教室という形で、こういった教育課程がふさわしいかというような研究を今行っているところであり、具体的にこれからどうなっていくかというお話はここではなかなかしにくい部分があり、申し訳ない。

居住地校交流の話については、委員が言われたようにかなり昔から小中学校それから特別支援学校で取り組んできている。ただこれについては、取組の方法であったり手続きであったり教育課程の位置付けなどは学校の方針に任されており、県内で統一した指針が全くない状況でやっている。だから組織的な取組には全くなっていないというような

ところがある。さらに、教育課程に位置付けている学校もあれば、課外学習的なものとして教育課程に位置付けていない学校もあり、取り組み方が様々である。これを、見た目は居住地校交流と変わらないかもしれないが、きちんと手続き等を副籍でやるということで、教育委員会が整備し、単なる交流会、お客さんではなくて、先ほども皆さんから言われているように、地域とのつながりを維持して継続して深めていくための仕組みを組織的にやりたいということを考えている。当該学校間のさらなる連携も必要であるし、学校がより主体的に組織的に実施できるようにしていきたいと思っている。回数が劇的に多くなるというようなことはあまり想定していない。できるだけ持続可能な取組にしたいと思っている。

(会長)

今の事務局から説明いただいたが、県がどういう方向でこの副籍を考えているかということで、まさに今日、委員の先生方から、副籍というものをこういうふうに考えたほうがよいのではという御意見もいただいて結構だと思うので、何かお考えがあればぜひお聞かせいただきたい。

(委員)

私はこの副籍の研究については、前任校でも3年間ほど取り組んでおり、少し情報提供を含めてお話させていただきたい。

先ほど事務局からも説明があったように、小中学校における共に学び育つ機会や、特別支援学校における専門的な教育を受ける機会として、主たる学籍も副次的な学籍についても、本当に良い面がたくさんあったかと思っている。まずは、先ほども出ているように、子どものニーズ、そして、保護者の思いも受け止めつつ、学校の教育課程の中でどう位置付けていくのかということを考えていく必要があると思っている。

一方で、先ほどからも出ているように、まだまだ課題になることもあり、今、研究を進めているところである。ちなみに本校については今年度1年目の研究ということで、本校児童が地域の学校に行っているという状況がある。年度当初、まず1年目ということで、学校間での目的や取組方法、1番大事な子どもの実態の共有をしながら、やっと7月に1回、交流をした。これまで本校では、居住地校交流については、学期に1回程度実施していたが、今回初めて副次的な学籍ということで、両校ともに籍があるといった視点で取組を始めたところである。そういったところで、保護者のほうの思いについても、感想を聞いたが、やはり子どもがとても楽しくクラスの中に入れていたといったよい意見も聞いているところである。

しかし、課題として挙げられている、無理のない持続可能な取組となるような工夫、指導体制の工夫が必要といったことについては、知肢の特別支援学校である本校においても、大変大きな課題だと思っている。本校ではどういった取組をしようかということで、考えているのが、直接、副籍校に行くというだけではなく、ICTを活用したオンラインを使っただけの交流が出来ないかというふうに、話を進めているところである。ただ、これも県と市町によって、ネット環境の違いがあって、別に申請が要るとかということも聞いており、すぐにでもしようかと考えていたが、その手続きを進めながら、そういった整備についても、

この機会に検討しているところである。

また、両校の橋渡し役として、現在コーディネートする職員が研究として1名、本校にいる。各校間の調整役等で大変重要な役目を担っている。各校において、まず副次籍の意味であったり、副次籍と居住地校交流の違いはどうかといったことを周知しながら、具体的な取組を進めているところである。

そして、この副次的な学籍をさらに今後進めていく場合には、多様な学びの場の連続性の大切さについて、保護者であったり教員であったり、各市町の就学指導でも浸透していく必要があると考えている。

(委員)

以前から特別支援学校では、居住地校交流をずっとやってきた。私も学校で実際に関わってきたが、学校によってやり方などは様々であった。先ほど事務局から説明があったが、欠席という扱いで行くという場合もあったり、教育課程に位置付くか位置付かないか、そういうところもいろいろである。

制度化という一定の仕組みができるというのは本当にいいことだと思う。ただ、やはり本当に続けていくためには、無理のないところでというのが大きいと思う。当日の引率、体制をどうするかというのはもちろん、そのために担任がついていくということになると、当日もだが、やはり当日をよりよい活動にしようと思うとそこに至るまでに事前にきっちり打合せする必要もあり、現場の先生方の負担が懸念される。ただ、保護者の思い、地域と一緒に生きていきたい、それは本当に大切なことであるので、これは教育だけの問題ではなくて、先ほど委員も言われたように、市町も含めて一緒に考えて充実させていかないといけない。「意見をいただきたい項目」に対象者のことがあるが、例えば、特別支援学校に在籍していて、小学校や中学校にいくケースの場合、保護者のニーズは、やはり幼稚園保育園からのつながりをそのまま持続させたいというのが大きくあるが、実際には、小学校の間は希望されるけど、中学校になるともういいかなというケースもあり、一斉に制度として始めるというよりも、小学校低学年段階から積み重ねていく、中学校になったら地域と切れていいのかという問題でもないと思うので、そういう風土を醸成していくという意味においても、まずは小学部、まだ初めの低学年の段階から始めていくのも一つかと思う。

もう1点、ちょうど今の時期、県内市町の教育支援委員会等などに盲学校の先生も出席し、来年度新小1生段階で視覚障害のあるお子さんの就学先について議論をしているが、その中で、聾話学校もそうであるが、通学区域が全県になる盲学校の場合、例えば大津や草津の方など、盲学校に就学したいけれど、学校所在地の彦根市まで自宅から遠いので悩まれている、との声を聞く。本校は寄宿舍も備えているので、中学部、高等部の段階では、寄宿舍に入る選択をされる方も多いが、小学1年の段階から親元を離れてというのは、当然保護者の方も心配され、地域の学校を選ばれるということがある。地域の学校に行くけれども、引き続いて何らかの形で盲学校と関わりたいという教育的なニーズを持たれるケースは視覚障害教育でもよくあること。だから、例えば、地域の小学校に在籍して、副籍を盲学校に置く場合など、それでも現場の先生方の負担はあると思うが、小学校の人数からいってもそんなに多くはないと思うと、一つの案だが、全部の障害種を一斉にやると

いうよりも、特にそういった教育的ニーズの高い視覚障害であつたりとか、聴覚障害であつたりとか、肢体不自由など、そういったあたりでまず試行的にやってみるというのも、一つ考えられるというふうにお話を伺って思った。

(会長)

非常に具体的な御提案をいただいた。

(委員)

高校の関係の者として参加しており副次的な学籍とは多少ずれるかと思うが、簡潔に申し上げる。

ひとつは、この副次的な学籍ということについては、義務教育が中心かと思われる。副次的な学籍で、小学校・中学校で養われた力をどう、卒業後、高校なり就労なりつなげていくかというような視点も必要ではないかと思っている。

もう一つ、本校には高等養護学校が併設されている。県内には今、4校高等養護学校があり、それぞれ高校と併設されている。他校のことはよくわからないが、本校の場合、年間、共同学習というような形で生徒が交流している。高校の生徒が、高等養護のパンづくりを体験したりとか、テキスタイルで織物を体験したりとかいうこともある。1年生は百人一首大会を一緒にやっている。さらに、学校行事、始業式、終業式、卒業式、入学式、それから体育祭、文化祭、クラブ活動も一緒にやっていて、全てのクラブに高等養護の生徒がいるわけではないが、ある意味、インクルーシブ教育の一つのシステムが行われているのではないかと思っている。先ほど委員から分教室の話もあったが高等養護の取組もひとつ参考になるのではないかと思ってお話しした。

(委員)

野洲養護学校の学校医と産業医もしている。ほかに守山の養護学校にも行っている。このよい話の中で、長時間労働ということも入れなくてはいけないと思う。先生方は、ものすごく一生懸命頑張っている中で、この中で、何名の先生方を、このうち、事業に参加させるのかということである。長時間労働で、教員の先生の中でも、この養護学校の先生は、本当に大変な日常をやっている。いろんなカリキュラムを全部自分でコーディネートして子どもたちのために、1日を過ごす、課程をつくっていく、そういうことをやっている先生方の中で、この事業に、また新しく参加するということになると、負担がかなり影響を及ぼしてくると思う。その特別支援教育コーディネーター、私恥ずかしながら守山市の教育委員もやっているが、事業があること自体知らなかった。今委員が7月からやっているというようなことも、僕自身が知らなかったのが本当に恥ずかしいことだが、そういうことをやっているというアナウンスも市教育委員会の方にはされているのか。

私は県の教育委員の方には関係ないが、市の教育委員の中においては、仕事はしているつもりだったが、この事業があること自体知らなかった。そこも大きい問題ではないかと思う。知っていたら、またいろいろとアドバイスとかいろんなことに関わらせていただくのだが、それを知らなかったというのがちょっといかがなものかと思う。県の方と市の方との教育委員会がちゃんと交流できているのか、それからあとそれに関わっている学校は

どこか、守山市の学校と連携しているのに、知らなかった。やはりこれは少し問題かなと思う。そういうところのアナウンスもしっかりしていただきたいかなとそういう思いで今ちょっと手を挙げさせていただいた。

(会長)

制度化されたらなおさらそのことが大きくクローズアップされてくる。

(委員)

中学校現場から話を聞いていて、実際そうやってみるとどうかということで話をさせていただきたいと思う。本当に理想というか理念というか、素晴らしいことだと思い聞かせていただいた。障害のある人もない人も共に学ぶという理念や、それから特別支援学校の専門的な教育を、実際に、生徒もそれから現場の教師も受けられる、見たり聞いたりできるというのはものすごくメリットが大きいと思う、本当にこうできればいいと思いながら聞かせていただいた。

しかし、実際、自分の学校でやってみるとなるとどうかと考えてみた時に、いろいろクリアしなければならないハードルがたくさんあると思った。先ほど委員が言われたが、いきなり中学校でやるというよりは、小学校の低年齢から、子どもたちも園まで一緒に地域で学んできたので、やっぱりその友達と一緒に過ごしたいという気持ちがあるのであれば小学校の低学年から順次スタートするのがよいのではと、結論としては思った。

中学校で実際やってみるとなると、例えば本校の特別支援学級で、知的障害の学級には5人生徒がいて、そこに1人、担任がいるがその担任は国語の教師でもあるので、自分の学級を何時間かはもちろん見ているが、そのほかに、別の通常の学級の国語の授業も見ている。その中で、例えばその担任が、全部の生徒を連れて行くわけにいかないの、特別支援学校相当という子どもたちだけを連れて、特別支援学校に行くとなったら残りの生徒は誰が見るのか、その先生が通常の学級に授業に行っているその穴をどうやって埋めるのかとか、いろんな課題が出てくるので難しいなとは思った。

逆に来てもらうのは、やれないことはないかと思うが、その場合でも、中学校の教員は、特別支援学校の免許を持っている者ばかりではなく、校内の事情で、何かの教科の免許を持っている教員が、特別支援学級をその年度で担当しているという実情があるので、専門的であるということではない中で、特別支援学校の生徒が、学級に入ってきて、そこで一緒に教育課程の中で半日なり1日なりを過ごすというのは、かなり戸惑うのではないかと思う。できればそこにヘルプという形で別の教員が入ればよいのだが、それをまたどうして生み出すかという、一方で通常の学級でも普通に授業が行われているので、体育館でもプールでも教室でも特別教室でもいろいろ授業が行われている中で、そういったふうに誰かを生み出して、そこに1人つけるというのも、またそれはそれで難しいと思う。

理想としては賛成だが、実際実施するとなると、結構ハードルが高いのではないかというのが感想である。

(会長)

いみじくも今委員がまとめていただいたように、方向性としていいことだが、いざ制度



化に向かうとなるとまだまだ問題が噴出する。焦点を絞って考えていったらどうだという  
ような、大きくはそういう流れの提案をいただいたような気がする。

そろそろ次の議題に行きたいが、ぜひという方がおられればお願いしたい。

(委員)

先程の委員がおっしゃった子どもの意見を取り入れる仕組みも、考えていく上で、しっ  
かり入れていただきたいということを、最後の念押しでお願いしたいと思う。

(会長)

確かに今日の県の資料に抜け落ちていた観点で非常に大切なことである。

次の議題に行きたい。

《議事(3)について、事務局より説明》

(会長)

ただいまの説明に対して何か御質問等はないか。

(委員)

1点補足と、1点お願いをさせていただきたい。事務局から紹介のあった児童生徒の健  
全育成に係る県と市町の連携による取組の開始と、14 市町との協定締結というところ、  
障害福祉課が主となって、教育委員会と連携したので、若干補足をさせていただく。これ  
はもともと、令和元年度に守山市長が知事のところに来られ、幼小中は市の管轄なので、  
教育と福祉が密接に連携をして子どもたちの支援を行っているが、県立学校に進学した  
後、ほぼ高校だが、学校からの情報が途絶えて、不登校から退学になって初めて市の福祉  
で面倒見ろと返ってくる、もっと早くリアルタイムで情報共有をしてきて、連携して支援す  
れば、救える子はもっと多いのではないかと、県立学校に進学してもうちの守山の子である  
ので一緒に支援させてほしいという強い要望があった。知事の命を受け、教育委員会と検  
討して、市町の福祉と教育委員会にも何度も説明を重ねて、この春 14 市町と連携協定を  
結んだ。対象となる子どもたちは要保護児童対策地域協議会にかかるほど重篤なケース  
ではない、いわゆるグレーゾーンの子どもである。不登校傾向であったり、発達障害があ  
る、あるいは退学の恐れがある、貧困等家庭事情があるといった子どもたちであり、具体  
には県立学校で支援を要する事案が発生をしたら、出身の中学校、市町の福祉部局あ  
るいは県の福祉部局に、事案に応じて連絡をしていただき、情報共有と対応を考えてい  
こうという仕組みである。現在好事例を収集中であり、効果はまだこれからわかってくるか  
と思うが、県立学校から聞いておりますのは、これまで県とか市町の福祉部局、こういう  
事例はどこにつないだらいいのかというのがわからなかったけども、市町ごとにひきこも  
りの事例ならここへつないてくださいという、うちが窓口ですよというものを、一覧を示  
したことで、非常に連携がスムーズになったという声を聞いており、逆に、市から県立学校  
というのは、熱心な市は県立学校を一つ一つ訪問してうちのこの子どうですかと聞いてお  
られたが、県立学校は非常に敷居が高かったということであったが、この問合せも、協定

に基づく連携ということで、非常に敷居が低くなって、関係が築きやすくなったということを知っている。

それを補足させていただく。

それからもう1点ちょっとお願いであるが、個別の教育支援計画の利活用の部分で、先日、障害者施策推進協議会という審議会があり、その中でも作成率のアップについて報告をしたところ、発達障害の子どもをお持ちの保護者の委員ほか1名から指摘があった。県は作成率が上がったと言うが、保護者にもちゃんと説明して活用できるようにしてほしい、先日学校の面談があったが、保護者面談の机の上には置いてあるが、説明もしてくれない、面談の後は引上げられる、その内容を知らない保護者も多いということで、やっぱり個別の教育支援計画を作る以上は、保護者や、福祉、医療支援者なんかも関わって作成をして、一緒に活用できる仕組みをぜひともお願いをしたいということであった。これは審議会でも検討するだけでは進まないの、利活用に向けて、事務局で具体的な取組をお願いしたい。もちろん地方分権の時代であるので、市町の教育委員会を尊重しながらではあるが、県の教育委員会には、県全体で進めていくべき取組に市町間で格差がある場合には、指導助言を行うことができることになっているので、ぜひとも、具体的な取組をお願いしたい。

(会長)

本会議においてこれまで何度も切れ目ない支援について取り上げてきたが、今日はこの支援計画に焦点を絞って意見を頂戴したい。特に今も指摘いただいた資料3-3を中心に、何かお気づきのことがあったら、ぜひ御意見をいただきたい。

(委員)

個別の教育支援計画を作る際に、学校が見て作成が必要だと思う生徒について、どのくらい立案されているかという率になっているかと思うが、どういう生徒が立案の必要があるといった指針みたいなものが準備されているのかということをお願いしたい。

と言うのは、県の発達障害者支援センターで、大人の発達障害の相談が増えているが、やっぱり子どもの時や学校時代は環境に結構順応して過剰に適応するようになって自分を抑えつける状態で大きくなって、思春期以降にすごく二次的な障害になられる方も結構おられるので、見た目学校生活に順応されているが、発達障害という特性がある方の場合は、大丈夫だなんていうふうに思われても、もしかしたらその配慮が必要な生徒がいるかもしれないということを頭に置くと、どんな基準でということでは気になるところである。

(会長)

後半は御意見ということで、先ほどの御質問についてはいかがか。

(事務局)

個別の教育支援計画作成の必要な子どもについては、校内委員会というものがあり、校長先生を初めとして特別支援教育コーディネーターや、関わるもの、もちろん担任等も入って、この子どもについてはどういった支援が必要かと、課題等を洗い出したり、それ

からアセスメント等もしていったりといった中で、この子には作成が必要だといった指針というのはなかなか難しいが、こういった計画に基づいて支援していった方がいいのではないかということ、校内委員会の中で決定していくことになっている。

(会長)

御指摘いただいたことはなかなかその時点で見つけ出すのは難しいということはあるかもしれない。

(委員)

今話があった、作成に必要な基準というところでは、本当に今日の議題でもある切れ目ない支援体制ということで、幼稚園から小学校、幼稚園の場合は、まずはどこで把握するかという健診で、乳児健診から始まり、その健診で、大津で言いますとすこやか相談所のほうから、ちょっとこの子どもは幼稚園に入る前に就園相談会に行ってもらおうということで、少しすこやか相談所の相談員の方とも話をしたりとかして、それで就園相談にかけて、そこからの幼稚園生活が始まって、そしてまた小学校に上がるときに就学相談で引き継いでいくということで、本当にこの切れ目ない支援がずっと乳幼児から続いていっていると思う。それが中学校から高校に行く時、うちの園でこんな保護者がいるが、小学校の特別支援学級か、それか特別支援学校かすごく悩んでいる。やはり地域の学校に行きたい、やらせたいという思いが強いが、でもこの子どもにとったら、特別支援学校がいいのではないかとも思われている。そんな中で、やはり視野に入れられたのは、高校は行けるのかということ、もう今から幼稚園の時から高校しいては仕事というふうな辺りに、保護者は目を向けているということ、すごく確信した。そういうところからも、やはり切れ目のないつなぎ目というのか支援体制について、こうやって話していることが大事だと感じている。

(委員)

今の県の取組というあたりで、先ほど委員のほうからも質問のあった、支援の必要な子どもに気づいてそれを校内委員会で取上げて、しっかりと支援を構築していくということでは、やはり要になっていくのが特別支援教育コーディネーターであるだろうと捉えており、総合教育センターのほうの研修、特別支援教育を担う方の専門性の向上というあたりでは、特にやはり特別支援教育コーディネーターに焦点化をして、研修などもやっていかなければならないというあたりで、高校については、昨年度から特別支援教育コーディネーター研修を開始していたが、小中学校についても今年度から始め、できれば全県の学校の特別支援教育コーディネーターの先生方に順次参加いただけるような形で進めていこうという計画で、実施している。特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育が開始された時は、大変注目をされた学校内での人員であった。しかし年数を経るごとに、校内組織の一員という形で、本当に重要な任務を担っていただくというあたりでは、どんどん先生方も変わっていったりということもあり、もう少し特別支援教育を担っていく要という意識を、その先生だけではなく、校内の管理職の先生であったりとか、市町教育委員会の方々にもしっかりと意識していただくことも一つ考えながらの研修となっている。

もう一つ福祉との連携については、特別支援教育課の方がずっと継続してやっておられた高校の特別支援教育コーディネーター連絡会という形で、福祉関係機関等との会を持たれていたが、そこを引き継ぐ形で総合教育センターのほうで研修の場を共有しながら、福祉あるいは支援の関係機関の方々に声をかけて、一緒の場で研修をしていただくということをやってみた。お互いそれぞれの立場が違うが顔を合わせて話をすることで、顔の見える関係が出来て、そしてそのたった1回だったが、それをきっかけにもう1回地域でもやってみようとしてそれをきっかけに広まったという実績もあった。それを今年は小中学校の特別支援教育コーディネーターと関係機関の方々との研修につなげていくということこれからやっていく。そういうあたりで切れ目のない支援が、学校だけではなく関係機関とうまくつながりながらやっていけるとよいということを目指した研修を計画している。

(委員)

個別の指導計画の作成に関してだが、当初は取りあえず作成率上げることが大きな目的だったと思う。よくここまで、100%近くまで作成率が上がってきたと思っている。作成率という点では現場の先生方はじめ皆さん頑張ってくれたと思いながら話を聞いていたが、先ほど指摘があったように、この個別の指導計画が保護者に開示されているという前提であるが、実際に発達の課題のある子どもと関わらせていただくと、どうもその率は低いと思うがいかがか？

また、学校現場を訪問すると、知的障害の特別支援学級などでプリント学習されていたりなど、個別の指導計画や教育支援計画と、実態の乖離というのが今後の課題と感じている。みなさんそういうふうを感じておられると思うが、これから、目標数値を作成率から、違うところにシフトしていくことが大事だと考える。その辺のこともまた今後考慮すべきである。

現場教師の多忙感についてであるが、特別支援教育が始まって、従来の教育にさらに個別の指導計画の作成など教師の仕事が増えてきた。特別支援教育は子どもの豊かな教育環境を提供するためのものであるとはいえ、現場の負担はとても大きいと思う。習慣的に行ってきた仕事で減らせる仕事は減らしつつ、新しいものを取り入れていくという観点がないと、さらに仕事が増えるばかりで現場は回っていかないかなと思う。先ほど申し上げた利活用は重要であるが、実際実行する人的資源や時間的な様々なハードルがあると思う。そのあたり、先ほどのインクルーシブということにもつながるかもしれないが、コロナ禍で幸いICTが一気に進んだので利用すべきである。ICTは早く正確に事務作業を著しく軽減することが可能なので、その辺を県と市町、特別支援学級と特別支援学校などの校種の壁を越えて、利用できればいいかと思う。現在、市町と県とでプラットフォームやフォーマットがばらばらだと思う。ある程度統一したほうがいいと思う。市町から県立高校に行くときの壁もあるし、そこに事務作業が発生するし、そういうことを何とかうまく調整できると、先生方の負担が減って、個別の指導計画を実際の教育の中に反映する余裕が出来てできるようになるのではないかと思う。

最後医療診断のことでお願いがある。特別支援学級入級やあるいはIEP作成の時に、診断もらってきてくださいということが今でも時々ある。私たちの出す診断というのは、教育的な複雑な支援内容を表現出来ているものでもないし、全ての子どもが何らかの診

断に該当するわけではない。教育と福祉との連携のことも、たとえば放課後等児童デイサービスの利用に際して、診断書が欲しいという受診がある。それもデイサービス利用するために、あえて自閉症とつけないとだめということは診断を利用しすぎではないか？その辺も例えば、個別の指導計画が作成されていれば、放課後デイサービスが利用できるか、基本的には教育的な支援に近いわけであるから、教育的な判断によってする方が良いかと思っている。

今後検討議題に加えていただければと思う。

(会長)

県がまとめられた検討課題についてたくさん指摘いただいているが、他にどうか。

(委員)

本日の議題とはちょっと違うが一つだけ発言をお許しいただきたい。今、児童相談所が困っている現場の課題ということで、少しここで紹介させていただきたい。児童相談所が関わって、虐待などで、施設入所させざるを得ない子ども、特に、特別支援教育が必要な子どもの場合、生活の場所は決まっても、学校の受入れ体制の問題などで、何か月も、児童相談所一時保護所での生活を余儀なくされている子どもたちが現実に毎年いる。誤解のないように申し上げたいのは、これは受け入れる側の市教委とか、学校を批判しているのではなく、そもそも年度途中の移動であってもどの子どもも教育上の特別な支援が受けられるように、もともとそういう仕組みを県として作っておく必要があるのではないかという問題提起で、この委員会で検討いただくというよりも、事務方である県教委の特別支援教育課を初めとする県教委の各課、それから障害福祉課、私ども児相などの福祉部局が、一緒になって考えていかなければならない問題だと思っており、今後、何ができるかということ、相談をさせていただきたいと思う。ぜひ、よろしくお願ひしたいというのをあえてこの場で申し上げた。

(委員)

この計画も含めて熱心にやっていただくということは聞いていて、非常にありがたく思った。児童相談所の立ち位置としてはどうしてもこの計画でうまくいかなかった子どもたちとか、家庭に対してのアプローチという、先ほど要保護児童対策地域協議会というような名前が出ていたが、そのような最後の砦としての役割を果たさなきゃいけないという思いを胸に刻みながら話を聞いていた。ただ、その中で、本当にもううまく行かない、100%この計画どおりにいかないというのはあると思う。そのときに、児童相談所に丸投げというような形で、もうここまでしたのであと児童相談所よろしくねというようなことにだけはならないように、ここでお願いしたいと思う。

課題があるケースに関して、我々のところにオーダーがかかったら一生懸命やるので、そのときはぜひとも、協力的な体制で連携しながらやっていただければ非常にありがたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

(委員)

先ほど個別の教育支援計画の作成に当たってお願いをしたが、お願いだけではなく、福祉関係者を作成にどう巻き込むかどう連携していくかということで、まずこれ全国的に同じような課題があるだろうと思って調べたが、例えば静岡市では、市の発達支援センターがハブになって、好事例を紹介するような取組もされている。また私ども先ほど言いました県と市町の福祉と教育の連携協定のノウハウもあるので、教育委員会と私ども福祉部局でも、一緒に県立学校で、例えば福祉関係者を巻き込むといっても、どこと連携したらよいのか、どう連携したらよいのかということがあると思う。その辺りの目安となるような窓口なども連携して作成する・示すというようなことも効果的と思っている。協力できるところは協力させていただきたい。

(委員)

支援計画の件だが、ここに既に書いてあるが、作成率だけではなく質の面での向上ということで、もうこれだけ書くのが当たり前みたいになってきた現状がすごくいいことだと思うが、私も学校に関わらせていただいて支援計画を見せていただくと、よく書いてあると思うものから、確かに書いてはあるけど、というレベルのものまである。学校内で、この子に対してこの支援計画が妥当性がある、確かにこれでいきましょうみたいなそういう合意やこれでいいですよというような何かそういうチェックというか、そういうのは何かあるのか。担当の先生が書いて出されたらそれでそのままというようなことも聞いたりするが、だから、管理職の先生なり特別支援教育コーディネーターの先生なり何かそういう先生たちがここはこのようにしようと助言するなど、今現状どうなっているのか、そういうところがもう少し改善すれば質が上がると思うが、どうか。

(委員)

厳しい御意見だと思っている。全校生徒を全部把握しているわけではないので、基本的には担任が中心として作成はされる。その次に回るのは、その学年の担当の特別支援教育の担当がおり、そこで、その内容が妥当かどうかということをチェックされると思う。本校ですと、学年主任、学年の生徒のことはほぼ把握しているという、その次に教頭に来て校長に来る、私のところに来る場合はほぼチェックが終わった状態のものが来て、私は何を確認しているかということ、これをほんとうにできるのかと、例えば、自閉傾向のある子にコミュニケーションをスムーズにとるようにすると書いてあった、これは無理だろうなど。明らかに無理なことが書いてある場合では、これはちょっと無理でしょう、もうちょっとマイルステップでちょっとずつやりましょう、達成可能な目標を考えましょうということをよく書く。それから、これを保護者に開示して、本当にこれでよいか、例えば家庭環境のことが書いてあったり保護者のことが書いてあったりとか、そういうものはチェックをしている。ほかの委員などは多分、その子にベストな目標が書かれているのかということをしつかりとチェックをされていると思うが、私はちょっとそこまで、子どもの実態を把握してないので、目標がどうかというのはチェック出来てないのが現状である。

別のことであるが、この個別の教育支援計画の様式だが、市町によってかなり様式のばらつきがあって、高校に送っているが、受け取られた方はどこに必要な情報が書いてあるのかというのを探すだけでも苦労されていると思うので、できれば、この様式が滋賀県の

統一様式みたいな形になれば、高校もすぐに見ていただけるし、それから、教職員も異動しますので、他の市町から異動してきた時に、守山市の様式はこんなに多くあるのかという感じにならなくてよいかと思うのと、それから、統一されるとまた社会に出て就労された時にも、その様式がそのまま教育支援計画として、その企業内なり関係の部署に回っていくのではないかと思い、できればその様式が統一される方向で検討していただけるとありがたいと思う。

(会長)

県から指摘いただいた問題のほかにも非常に多様な観点から意見をいただいた。特に数値の目標を設定する時代からちょっとフェーズが変わってきて、また次のステップへ個別の教育支援計画に関しても進むべき時が来たという意見をたくさんいただいたように思う。

・閉会挨拶